

(別紙)

平成 26 年 6 月 23 日付課法 6 - 8 ほか 3 課共同「法人税申告書別表一 (一) 等の記載項目の追加等について」(法令解釈通達)のうち、次表の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改正する。

改正後 改正前

(1 別表一)

OCR入力用 : この用紙はとじこまないでください。この用紙は機械で読み取ります。折ったり汚したりしないでください。

FB0613

Header form for FB0613 including fields for tax authority, company name, and identification numbers.

令和 年 月 日 事業年度分の法人税申告書 申告書 適用額明細書提出の有無

Main calculation table for FB0613 with 40 rows of tax items and amounts.

税理士名 署

(1 別表一)

OCR入力用 : この用紙はとじこまないでください。この用紙は機械で読み取ります。折ったり汚したりしないでください。

FB0612

Header form for FB0612 including fields for tax authority, company name, and identification numbers.

令和 年 月 日 事業年度分の法人税申告書 申告書 適用額明細書提出の有無

Main calculation table for FB0612 with 41 rows of tax items and amounts.

税理士名 署

別表一 各事業年度の所得に係る申告書(内国法人の分)...

別表一 各事業年度の所得に係る申告書(内国法人の分)...

改正後

(2 別表一次葉)

		事業年度等	：	：	法人名		
法人税額の計算							
(1)のうち中小法人等の年800万円相当額以下の金額 <small>((1)と800万円×$\frac{1}{12}$のうち少ない金額)又は(別表一付表「5」)</small>	45	000	(45)の15%又は19%相当額	48			
(1)のうち特例税率の適用がある協同組合等の年10億円相当額を超える金額 <small>(1)-10億円×$\frac{1}{12}$</small>	46	000	(46)の22%相当額	49			
その他の所得金額 <small>(1)-(45)-(46)</small>	47	000	(47)の19%又は23.2%相当額	50			
地方法人税額の計算							
所得の金額に対する法人税額 <small>(28)</small>	51	000	(51)の10.3%相当額	53			
課税留保金額に対する法人税額 <small>(29)</small>	52	000	(52)の10.3%相当額	54			
この申告が修正申告である場合の計算							
法人税額の計算	この申告前	法人税額	55		確定地方法人税額	58	
		還付金額	56	外	還付金額	59	
		この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額 <small>((15)-(55))若しくは((15)+(56))又は((56)-(24))</small>	57	外	欠損金の繰戻しによる還付金額	60	
					この申告により納付すべき地方法人税額 <small>((40)-(58))若しくは((40)+(59)+(60))又は((59)-(43))+((60)-(43)の外書))</small>	61	00
土地譲渡税額の内訳							
土地譲渡税額 <small>(別表三(二)「25」)</small>	62	0	土地譲渡税額 <small>(別表三(三)「21」)</small>	64			00
同上 <small>(別表三(二の二)「26」)</small>	63	0					
地方法人税額に係る外国税額の控除額の計算							
外国税額 <small>(別表六(二)「56」)</small>	65		控除しきれなかった金額 <small>(65)-(66)</small>	67			
控除した金額 <small>(37)</small>	66						

別表一次葉 令五・四・一以後終了事業年度等分

改正前

(2 別表一次葉)

		事業年度等	：	：	法人名		
法人税額の計算							
(1)のうち中小法人等の年800万円相当額以下の金額 <small>((1)と800万円×$\frac{1}{12}$のうち少ない金額)又は(別表一付表「5」)</small>	49	000	(49)の15%又は19%相当額	52			
(1)のうち特例税率の適用がある協同組合等の年10億円相当額を超える金額 <small>(1)-10億円×$\frac{1}{12}$</small>	50	000	(50)の22%相当額	53			
その他の所得金額 <small>(1)-(49)-(50)</small>	51	000	(51)の19%又は23.2%相当額	54			
地方法人税額の計算							
所得の金額に対する法人税額 <small>(29)</small>	55	000	(55)の10.3%相当額	57			
課税留保金額に対する法人税額 <small>(30)</small>	56	000	(56)の10.3%相当額	58			
この申告が修正申告である場合の計算							
法人税額の計算	この申告前	所得金額又は欠損金額	59		所得の金額に対する法人税額	67	
		課税土地譲渡利益金額	60		課税留保金額に対する法人税額	68	
		課税留保金額	61		課税標準法人税額 <small>(67)+(68)</small>	69	000
		法人税額	62		確定地方法人税額	70	
		還付金額	63	外	還付金額	71	
		この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額 <small>((15)-(62))若しくは((15)+(63))又は((63)-(24))</small>	64	外	欠損金の繰戻しによる還付金額	72	
		欠損金又は災害損失金等の当期控除額	65		この申告により納付すべき地方法人税額 <small>((41)-(70))若しくは((41)+(71)+(72))又は(((71)-(44))+((72)-(44)の外書))</small>	73	00
翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金	66						
土地譲渡税額の内訳							
土地譲渡税額 <small>(別表三(二)「27」)</small>	74	0	土地譲渡税額 <small>(別表三(三)「23」)</small>	76			00
同上 <small>(別表三(二の二)「28」)</small>	75	0					
地方法人税額に係る外国税額の控除額の計算							
外国税額 <small>(別表六(二)「57」)</small>	77		控除しきれなかった金額 <small>(77)-(78)</small>	79			
控除した金額 <small>(38)</small>	78						

別表一次葉 令四・四・一以後終了事業年度等分

(3 別表一の二)

(削除)

(3 別表一の二)

連

納税地	令和 年 月 日 税務署長殿	所轄 課目	課税 種別	要 否	別 表等	※	連結申告 一連番号
(フリガナ) 連結親 法人名	電話() -	連結親法人 整理番号	法人区分	普通法人 協同組合等又は 特定の医療法人	協同組合等又は 特定の医療法人	税務 務	連結グループ 整理番号
法人番号		期末現在の資本金の 額又は出資金の額	同非区分	非中小法人	非中小法人	課税 課	連結事業年度 (至)
代表者		同上が1億円以上の普通法人のうち中小法人に該当しないもの	同族会社	同族会社	同族会社	課税 課	売上金額
代表者住		旧納税地及び 旧法人名等	同族会社	同族会社	同族会社	課税 課	申告年月日
		添付書類	同族会社	同族会社	同族会社	課税 課	申告区分

令和 年 月 日 連結事業年度分の法人税 申告書
令和 年 月 日 課税事業年度分の地方法人税 申告書

適用細則の
提出の有無

税理士法第30条
の書面提出有

税理士法第33条
の2の書面提出有

連 結 事 業 年 度 分 の 法 人 税 申 告 書	適用細則の提出の有無	有	無
課 税 事 業 年 度 分 の 地 方 法 人 税 申 告 書	税理士法第30条の書面提出有	有	無
	税理士法第33条の2の書面提出有	有	無

		十 億	百 万	千	円			十 億	百 万	千	円
この申告書による法人税額の計算	連結所得金額又は連結欠損金額 (別表四の二「55」の①)	1						控 除 税 額 の 計 算	所得税の額 (別表六の二「6」の③)	17	
	法人税額 (53) + (54) + (55)	2						外国税額 (別表六の二「16」)	18		
	法人税額の特別控除額 (別表六の二「4」)	3						計 (17) + (18)	19		
	差引法人税額 (2) - (3)	4						控除した金額 (13)	20		
	連結納税の承認を取り消された 場合における既に控除された 法人税額の特別控除額の加算額	5						控除しきれなかった金額 (19) - (20)	21		
	課税土地譲渡利益金額 (別表三(二)「24」+別表三 の二「25」+別表三(三)「20」)	6			0	0	0	土地譲渡税額 (別表三(二)「27」)	22		
	同上に対する税額 (22) + (23) + (24)	7						同上 (別表三(二)「28」)	23		
	連留課税連留保金額 (別表三の二「4」)	8			0	0	0	同上 (別表三(三)「23」)	24		
	同上に対する税額 (別表三の二「8」)	9						この申告による還付金額	25		
	法人税額計 (4) + (5) + (7) + (9)	10				0	0	連 結 中 間 納 付 額 (15) - (14)	26		
	仮装経理に基づく過大申告の 更正に伴う控除法人税額	11						連 結 欠 損 金 の 繰 戻 し に よ る 還 付 請 求 税 額	27		
	控 除 税 額 [(10) - (11) - (12)]と(10)のうち大きい金額	12						計 (25) + (26) + (27)	28		
	差引連結所得に対する法人税額 (10) - (11) - (12) - (13)	13						この申告書の 金額又は連結欠損金額 (60)	29		
	連結中間申告分 の法人税額	14				0	0	この申告により納付 すべき法人税額又は 繰戻すべき還付請求税額 (65)	30		
	差引確定/連結中間申告の場合は 法人税額(その税額とし、マイナス (14) - (15)の場合は、(26)へ記入)	15				0	0	連 結 欠 損 金 等 の 当 期 控 除 額 (別表七の二「3」の計)又は「16」)	31		
		16				0	0	翌期へ繰り越す連結欠損金 (別表七の二「5」の合計)	32		
この申告書による地方法人税額の計算	課税標準法人税額 (4) + (5) + (7) + (10)の外税 額 課税連留保金額に 対する法人税額 (9)	33					この申告による還付金額 (43) - (42)	45			
	課税標準法人税額 (33) + (34)	34					この申告前 の 連 結 所 得 の 金 額 に 対 する 法 人 税 額 (68)	46			
	地方法人税額 (58)	35				0	0	課税連留保金額 に対する法人税額 (69)	47		
	課税連留保金額に基づく地方法人税額 (59)	36						課税標準法人税額 (70)	48		
	所得地方法人税額 (36) + (37)	37						この申告により納付 すべき地方法人税額 (74)	49		
	外国税額の控除額 (別表六の二「20」)	38						還 付 金 額 の 受 取 機 関 等	銀行 本店・支店	郵便局名等	
	仮装経理に基づく過大申告の 更正に伴う控除地方法人税額	39					金庫・組合 出張所		預金		
	差引地方法人税額 (38) - (39) - (40) - (41)	40				0	0	農協・漁協 本所・支所			
中間申告分の地方法人税額	41				0	0	口座 番号	ゆうちょ銀行の 貯金記号番号	-		
差引確定/中間申告の場合はその 地方法人税額(税額とし、マイナス (42) - (43)の場合は、(45)へ記入)	42				0	0	※ 税務署処理欄				

別表一の二 各連結事業年度の連結所得に係る申告書... 令四・四・一以後終了連結事業年度等分

税理士名

改正後

(4 別表一の二 (次葉))

(削除)

改正前

(4 別表一の二 (次葉))

連 結 事 業 年 度 等		法人名				
法 人 税 額 の 計 算						
(1)のうち中小法人等の年800万円相当額以下の金額 (1)と800万円× $\frac{1}{12}$ のうち少ない金額	50	000	(50)の15%、16%又は19%相当額	53		
(1)のうち特例税率の適用がある協同組合等の年10億円相当額を超える金額 (1)-10億円× $\frac{1}{12}$	51	000	(51)の22%相当額	54		
その他の連結所得金額 (1)-(50)-(51)	52	000	(52)の20%又は23.2%相当額	55		
地 方 法 人 税 額 の 計 算						
連結所得の金額に対する法人税額 (33)	56	000	(56)の10.3%相当額	58		
課税連結留保金額に対する法人税額 (34)	57	000	(57)の10.3%相当額	59		
この申告が修正申告である場合の計算						
法人申告額の計算	連結所得金額又は連結欠損金額	60		連結所得の金額に対する法人税額	68	
	課税土地譲渡利益金額	61		課税連結留保金額に対する法人税額	69	
	課税連結留保金額	62		課税標準法人税額 (68)+(69)	70	000
	法人税額	63		確定地方法人税額	71	
	還付金額	64	外	中間還付額	72	
	この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額 (16)-(63)若しくは(16)+(64)又は(64)-(28)	65	外	00	欠損金の繰戻しによる還付金額	73
	この申告前の	66			この申告により納付すべき地方法人税額 (44)-(71)若しくは(44)+(72)+(73)又は((72)-(45))+(73)-(45の外書))	74
翌期へ繰り越す連結欠損金	67					

別表一の二次葉 令四・四・一以後終了連結事業年度等分

(3) 別表一(の二)

OCR入力用 この用紙はとじこまないでください。この用紙は機械で読み取ります。折ったり汚したりしないでください。 法 FB0903

納税地、令和年月日、事業種目、青色申告一連番号、整理番号、事業年度(至)、売上金額、申告年月日、法人番号、代表者氏名/住所、添付書類、令和年月日 事業年度分の法人税 課税事業年度分の地方法人税 (中間申告の場合 令和年月日) 税理士法第30条の書面提出有 税理士法第33条の2の書面提出有

別表一(の二) 各事業年度の所得に係る申告書(外国法人の分... 令五・四・一以後終了事業年度等分

Table with 2 columns: 納税額計算 (納税額、法人税額、控除税額、中間申告分の法人税額、課税標準法人税額、所得地方法人税額、外国税額の控除額、差引地方法人税額、中間申告分の地方法人税額、差引確定地方法人税額) and 還付金額計算 (所得税額等の還付金額、中間納付税額、欠損金の繰戻しによる還付請求税額、計、この申告が修正申告である場合のこの申告により納付すべき地方法人税額、残余金・利益の配当(残余金の分配)の金額、還付を受けるようとする金融機関等)

税理士名 署

(5) 別表一(の三)

OCR入力用 この用紙はとじこまないでください。この用紙は機械で読み取ります。折ったり汚したりしないでください。 法 FB0902

納税地、令和年月日、事業種目、青色申告一連番号、整理番号、事業年度(至)、売上金額、申告年月日、法人番号、代表者氏名/住所、添付書類、令和年月日 事業年度分の法人税 課税事業年度分の地方法人税 (中間申告の場合 令和年月日) 税理士法第30条の書面提出有 税理士法第33条の2の書面提出有

別表一(の三) 各事業年度の所得に係る申告書(外国法人の分... 令四・四・一以後終了事業年度等分

Table with 2 columns: 納税額計算 (納税額、法人税額、控除税額、中間申告分の法人税額、課税標準法人税額、所得地方法人税額、外国税額の控除額、差引地方法人税額、中間申告分の地方法人税額、差引確定地方法人税額) and 還付金額計算 (所得税額等の還付金額、中間納付税額、欠損金の繰戻しによる還付請求税額、計、この申告が修正申告である場合のこの申告により納付すべき地方法人税額、残余金・利益の配当(残余金の分配)の金額、還付を受けるようとする金融機関等)

税理士名 署

改正後

(4 別表一の二 (次葉))

		事業年度等	法人名				
法人税額の計算							
恒久的施設帰属所得に係る所得の金額に係る法人税額の計算等	法人税額の計算	(1)のうち中小法人等の年800万円相当額以下の金額((1)と800万円× $\frac{1}{12}$ のうち少ない金額)	43	000	(12)のうち中小法人等の年800万円相当額以下の金額((12)と800万円× $\frac{1}{12}$ のうち少ない金額)	52	000
	その他の所得金額(1)-(43)	44	000	その他の所得金額(12)-(52)	53	000	
	(43)の15%又は19%相当額	45		(52)の15%又は19%相当額	54		
	(44)の23.2%相当額	46		(53)の23.2%相当額	55		
	所得税の額(別表六(一)「6の③」)	47		所得税の額(別表六(一)「6の③」)	56		
	外国税額(別表六の二「15」)	48		その他の国内源泉所得に係る法人税額から控除した金額(18)	57		
	計(47)+(48)	49		その他の国内源泉所得に係る法人税額から控除しきれなかった金額(56)-(57)	58		
	恒久的施設帰属所得に係る法人税額から控除した金額(8)	50					
	恒久的施設帰属所得に係る法人税額から控除しきれなかった金額(49)-(50)	51					
	この申告が修正申告である場合の計算						
この申告前の法人税額		59		この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額((28)-(59))若しくは((28)+(60))又は((60)-(32))		61	00
この申告前の還付金額		60	外				

地方法人税額の計算

課税標準法人税額(34)	62	000	(62)の10.3%相当額	63	
この申告が修正申告である場合の計算					
この申告前の確定地方法人税額	64		この申告前の欠損金の繰戻しによる還付金額	66	
この申告前の中間還付額	65		この申告により納付すべき地方法人税額((40)-(64))若しくは((40)+(65)+(66))又は((65)-(41))+((66)-(41)の外書))	67	00

改正前

(6 別表一の三 (次葉))

		事業年度等	法人名				
法人税額の計算							
恒久的施設帰属所得に係る所得の金額に係る法人税額の計算等	法人税額の計算	(1)のうち中小法人等の年800万円相当額以下の金額((1)と800万円× $\frac{1}{12}$ のうち少ない金額)	46	000	(13)のうち中小法人等の年800万円相当額以下の金額((13)と800万円× $\frac{1}{12}$ のうち少ない金額)	55	000
	その他の所得金額(1)-(46)	47	000	その他の所得金額(13)-(55)	56	000	
	(46)の15%又は19%相当額	48		(55)の15%又は19%相当額	57		
	(47)の23.2%相当額	49		(56)の23.2%相当額	58		
	所得税の額(別表六(一)「6の③」)	50		所得税の額(別表六(一)「6の③」)	59		
	外国税額(別表六の三「15」)	51		その他の国内源泉所得に係る法人税額から控除した金額(19)	60		
	計(50)+(51)	52		その他の国内源泉所得に係る法人税額から控除しきれなかった金額(59)-(60)	61		
	恒久的施設帰属所得に係る法人税額から控除した金額(8)	53					
	恒久的施設帰属所得に係る法人税額から控除しきれなかった金額(52)-(53)	54					
	この申告が修正申告である場合の計算						
この申告前の所得金額又は欠損金額	62		この申告前の所得金額又は欠損金額	65			
この申告前の欠損金又は災害損失金等の当期控除額	63		この申告前の欠損金又は災害損失金等の当期控除額	66			
この申告前の翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金	64		この申告前の翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金	67			
この申告前の法人税額	68		この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額((30)-(68))若しくは((30)+(69))又は((69)-(34))	70	00		
この申告前の還付金額	69	外					

地方法人税額の計算

課税標準法人税額(36)	71	000	(71)の10.3%相当額	72	
この申告が修正申告である場合の計算					
この申告前の課税標準法人税額	73	000	この申告前の欠損金の繰戻しによる還付金額	76	
この申告前の確定地方法人税額	74		この申告により納付すべき地方法人税額((42)-(74))若しくは((42)+(75)+(76))又は((75)-(43))+((76)-(43)の外書))	77	00
この申告前の中間還付額	75				

別表一の二次葉 令五・四・一以後終了事業年度等分

別表一の三次葉 令四・四・一以後終了事業年度等分

改正後

(5) 別表六(二)

内国法人の外国税額の控除に関する明細書

事業年度等	:	:	法人名
-------	---	---	-----

別表六(二)

令五・四・一以後終了事業年度等分

I 法人税に係る外国税額の控除に関する明細書			
当期の控除対象外国法人税額 (別表六(二)の「21」)	1	区 分	円
			円
当期の法人税額 (別表一「2」-「3」-別表六(五)の「5」の③+別表十七(三)の六「1」) (マイナスの場合は0)	2	その他の国外源泉所得に係る 当期利益又は当期欠損の額	24
当期の 所得金額又は欠損金額 (別表四「52」の①)	3	納付した控除対象外国 法人税額	25
繰越欠損金の当期控除額 (別表七(一)「4」の計)	4	交際費等の損金不算入額	26
対外船舶運航事業者の日本船舶による収入 金額に係る所得の金額の損金算入額 (別表十(四)「20」)	5	貸倒引当金の戻入額	27
対外船舶運航事業者の日本船舶による収入 金額に係る所得の金額の益金算入額 (別表十(四)「21」又は「23」)	6		28
組合等損失額の損金不算入額 (別表九(二)「6」)	7		29
組合等損失超過合計額の損金算入額 (別表九(二)「9」)	8		30
計 (3)+(4)+(5)-(6)-(7)+(8) (マイナスの場合は0)	9		31
当国外事業所等帰属所得に係る所得の金額 (別表六(二)付表一「25」)	10		32
その他の国外源泉所得に係る所得の金額 (46の①)	11		33
(10)+(11) (マイナスの場合は0)	12	小 計	34
非課税国外所得の金額 (46の②)+別表六(二)付表一「26」 (マイナスの場合は0)	13	貸倒引当金の繰入額	35
(12)-(13) (マイナスの場合は0)	14		36
(9)×90%	15		37
調整国外所得金額 (14)と(15)のうち少ない金額)	16		38
法人税の控除限度額 (2)× $\frac{(16)}{(9)}$ (通算法人の場合は別表六(二)付表五「35」)	17		39
法第69条第1項により控除できる金額 (1)と(17)のうち少ない金額)	18		40
法第69条第2項により控除できる金額 (別表六(三)「30」の②)	19		41
法第69条第3項により控除できる金額 (別表六(三)「34」の②)	20		42
((18)+(19)+(20))又は当初申告税額控除額	21		43
法第69条第18項により控除できる金額 (別表六(二)付表六「6」の計)	22	小 計	44
当期に控除できる金額 (21)+(22)	23	計 (24)+(35)-(45)	45
			46

II 地方法人税に係る外国税額の控除に関する明細書

当期の控除対象外国法人税額 (1)	47	円	地方法人税控除限度額 (51)× $\frac{(16)}{(9)}$ (通算法人の場合は別表六(二)付表五「43」)	52	円
法人税の控除限度額 (17)	48		地方法第12条第1項により控除できる金額 (49)と(52)のうち少ない金額)	53	
差引控除対象外国法人税額 (47)-(48)	49		(53)又は当初申告税額控除額	54	
課税標準法人税額 (別表一「2」-「3」)	50	000	地方法第12条第8項により控除できる金額 (別表六(二)付表六「13」の計)	55	
地方 税額 の 計算	51		外国税額の控除額 (54)+(55)	56	

改正前

(7) 別表六(二)

内国法人の外国税額の控除に関する明細書

事業年度等	:	:	法人名
-------	---	---	-----

別表六(二)

令四・四・一以後終了事業年度等分

I 法人税に係る外国税額の控除に関する明細書			
当期の控除対象外国法人税額 (別表六(二)の「21」)	1	区 分	円
			円
当期の法人税額 (別表一「2」-「3」-別表六(五)の「5」の③+別表十七(三)の六「1」) (マイナスの場合は0)	2	その他の国外源泉所得に係る 当期利益又は当期欠損の額	25
当期の 所得金額又は欠損金額 (別表四「52」の①)	3	納付した控除対象外国法人 税額	26
繰越欠損金又は災害損失金の当期控除額 (別表七(一)「4」の計)	4	交際費等の損金不算入額	27
被合併法人等の最終の事業年度の欠 損金の損金算入額	5	貸倒引当金の戻入額	28
対外船舶運航事業者の日本船舶による収入 金額に係る所得の金額の損金算入額 (別表十(四)「20」)	6		29
対外船舶運航事業者の日本船舶による収入 金額に係る所得の金額の益金算入額 (別表十(四)「21」又は「23」)	7		30
組合等損失額の損金不算入額 (別表九(二)「6」)	8		31
組合等損失超過合計額の損金算入額 (別表九(二)「9」)	9		32
計 (3)+(4)+(5)+(6)-(7)-(8)+(9) (マイナスの場合は0)	10		33
当国外事業所等帰属所得に係る所得の金額 (別表六(二)付表一「25」)	11		34
その他の国外源泉所得に係る所得の金額 (47の①)	12	小 計	35
(11)+(12) (マイナスの場合は0)	13	貸倒引当金の繰入額	36
非課税国外所得の金額 (47の②)+別表六(二)付表一「26」 (マイナスの場合は0)	14		37
(13)-(14) (マイナスの場合は0)	15		38
(10)×90%	16		39
調整国外所得金額 (15)と(16)のうち少ない金額)	17		40
法人税の控除限度額 (2)× $\frac{(17)}{(10)}$ (通算法人の場合は別表六(二)付表五「35」)	18		41
法第69条第1項により控除できる金額 (1)と(18)のうち少ない金額)	19		42
法第69条第2項により控除できる金額 (別表六(三)「30」の②)	20		43
法第69条第3項により控除できる金額 (別表六(三)「34」の②)	21		44
((19)+(20)+(21))又は当初申告税額控 除額	22		45
法第69条第18項により控除できる金額 (別表六(二)付表六「6」の計)	23	小 計	46
当期に控除できる金額 (22)+(23)	24	計 (25)+(36)-(46)	47
			48

II 地方法人税に係る外国税額の控除に関する明細書

当期の控除対象外国法人税額 (1)	48	円	地方法人税控除限度額 (52)× $\frac{(17)}{(10)}$ (通算法人の場合は別表六(二)付表五「43」)	53	円
法人税の控除限度額 (18)	49		地方法第12条第1項により控除できる金額 (50)と(53)のうち少ない金額)	54	
差引控除対象外国法人税額 (48)-(49)	50		(54)又は当初申告税額控除額	55	
課税標準法人税額 (別表一「2」-「3」)	51	000	地方法第12条第8項により控除できる金額 (別表六(二)付表六「13」の計)	56	
地方 税額 の 計算	52		外国税額の控除額 (55)+(56)	57	

改正後

(6) 別表六(二)付表五

通算法人の控除限度額の計算等に関する明細書

事業年度等	:	:	法人名
-------	---	---	-----

別表六(二)付表五 令五・四・一以後終了事業年度等分

I 通算法人の法人税の控除限度額の計算に関する明細書			
当期の法人税額 (別表一「2」-「3」)-(別表六(五)の「5」の③)-(別表十七(三)の六「1」) (マイナスの場合は0)	1	円	円
法人税額の合計額 (別表十八(一)「9」の計)	2		
所得金額又は欠損金額 (別表四「52」の①)	3		
繰越欠損金の当期控除額 (別表七(一)「4」の計)	4		
通算対象欠損金額の損金算入額 (別表七の二「5」)	5		
通算対象所得金額の益金算入額 (別表七の二「11」)	6		
当初配賦欠損金控除額の益金算入額 (別表七(二)付表一「23」の計)	7		
通算法人の合併等があった場合の欠損金の損金算入額 (別表四付表「9」の①)	8		
対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る所得の金額の損金算入額 (別表十(四)「20」)	9		
対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る所得の金額の益金算入額 (別表十(四)「21」又は「23」)	10		
組合等損失額の損金不算入額 (別表九(二)「6」)	11		
組合等損失超過合計額の損金算入額 (別表九(二)「9」)	12		
計 (3)+(4)+(5)-(6)-(7)+(8)+(9) -(10)-(11)+(12)	13		
所得金額の合計額から欠損金額の合計額を控除した金額 (別表十八(一)「11」の計)-(12)の計) (マイナスの場合は0)	14		
国外事業等所属所得に係る所得の金額 (別表六(二)付表一「25」)	15		
その他の国外源泉所得に係る所得の金額 (別表六(二)「46」の①)	16		
非課税国外所得金額 (別表六(二)「46」の②)+(別表六(二)付表一「26」)	17		
(17)のうち0を超える金額	18		
加算前国外所得金額 (15)+(16)-(18)	19		
(19)非課税国外所得金額が0を下回る場合のその下回る額の合計額 (別表十八(一)「14」の計)	20		
非課税国外所得金額のうち0を超えるものの合計額 (別表十八(一)「15」の計)	21		
(20)のうち(21)に達するまでの金額	22		
加算前国外所得金額のうち0を超えるものの合計額 (別表十八(一)「16」の計)	23		
加算調整額 (22) × $\frac{(19)}{(23)}$	24		
調整前国外所得金額 (19)+(24)	25		
(19)調整前国外所得金額の合計額 (別表十八(一)「17」の計)	26		
(14) × 90%	27		
(26)-(27) (マイナスの場合は0)	28		
調整金額 (28) × $\frac{(19)}{(23)}$	29		
調整前国外所得金額 (25)-(29)	30		
調整前控除限度額 (2) × $\frac{(30)}{(14)}$	31		
(31)の金額が0を下回る場合のその下回る額の合計額 (別表十八(一)「19」の計)	32		
調整前控除限度額のうち0を超えるものの合計額 (別表十八(一)「20」の計)	33		
控除限度調整額 (32) × $\frac{(31)}{(33)}$	34		
法人税の控除限度額 (31)-(34) (マイナスの場合は0)	35		

II 通算法人の地方法人税控除限度額の計算に関する明細書

課税標準法人税額 (別表一「2」-「3」)	36	円	円
地方法人税額の計算 (36) × 10.3% - ((別表六(五)の「5」の③) + (別表十七(三)の六「1」) - (36)) と 0 のうち多い金額 (マイナスの場合は0)	37		
地方法人税額の合計額 (別表十八(一)「31」の計)	38		
調整前控除限度額 (38) × $\frac{(30)}{(14)}$	39		
(39)の金額が0を下回る場合のその下回る額の合計額 (別表十八(一)「33」の計)	40		
調整前控除限度額のうち0を超えるものの合計額 (別表十八(一)「34」の計)	41		
控除限度調整額 (40) × $\frac{(39)}{(41)}$	42		
地方法人税控除限度額 (39)-(42) (マイナスの場合は0)	43		

改正前

(8) 別表六(二)付表五

通算法人の控除限度額の計算等に関する明細書

事業年度等	:	:	法人名
-------	---	---	-----

別表六(二)付表五 令四・四・一以後終了事業年度等分

I 通算法人の法人税の控除限度額の計算に関する明細書			
当期の法人税額 (別表一「2」-「3」)-(別表六(五)の「5」の③)-(別表十七(三)の六「1」) (マイナスの場合は0)	1	円	円
法人税額の合計額 (別表十八(一)「9」の計)	2		
所得金額又は欠損金額 (別表四「52」の①)	3		
繰越欠損金又は災害損失金の当期控除額 (別表七(一)「4」の計)	4		
通算対象欠損金額の損金算入額 (別表七の三「5」)	5		
通算対象所得金額の益金算入額 (別表七の三「11」)	6		
当初配賦欠損金控除額の益金算入額 (別表七(二)付表一「23」の計)	7		
通算法人の合併等があった場合の欠損金の損金算入額 (別表四付表「9」の①)	8		
対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る所得の金額の損金算入額 (別表十(四)「20」)	9		
対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る所得の金額の益金算入額 (別表十(四)「21」又は「23」)	10		
組合等損失額の損金不算入額 (別表九(二)「6」)	11		
組合等損失超過合計額の損金算入額 (別表九(二)「9」)	12		
計 (3)+(4)+(5)-(6)-(7)+(8)+(9) -(10)-(11)+(12)	13		
所得金額の合計額から欠損金額の合計額を控除した金額 (別表十八(一)「11」の計)-(12)の計) (マイナスの場合は0)	14		
国外事業等所属所得に係る所得の金額 (別表六(二)付表一「25」)	15		
その他の国外源泉所得に係る所得の金額 (別表六(二)「47」の①)	16		
非課税国外所得金額 (別表六(二)「47」の②)+(別表六(二)付表一「26」)	17		
(17)のうち0を超える金額	18		
加算前国外所得金額 (15)+(16)-(18)	19		
(19)非課税国外所得金額が0を下回る場合のその下回る額の合計額 (別表十八(一)「14」の計)	20		
非課税国外所得金額のうち0を超えるものの合計額 (別表十八(一)「15」の計)	21		
(20)のうち(21)に達するまでの金額	22		
加算前国外所得金額のうち0を超えるものの合計額 (別表十八(一)「14」の計)	23		
加算調整額 (22) × $\frac{(19)}{(23)}$	24		
調整前国外所得金額 (19)+(24)	25		
(19)調整前国外所得金額の合計額 (別表十八(一)「17」の計)	26		
(14) × 90%	27		
(26)-(27) (マイナスの場合は0)	28		
調整金額 (28) × $\frac{(19)}{(23)}$	29		
調整前国外所得金額 (25)-(29)	30		
調整前控除限度額 (2) × $\frac{(30)}{(14)}$	31		
(31)の金額が0を下回る場合のその下回る額の合計額 (別表十八(一)「19」の計)	32		
調整前控除限度額のうち0を超えるものの合計額 (別表十八(一)「20」の計)	33		
控除限度調整額 (32) × $\frac{(31)}{(33)}$	34		
法人税の控除限度額 (31)-(34) (マイナスの場合は0)	35		

II 通算法人の地方法人税控除限度額の計算に関する明細書

課税標準法人税額 (別表一「2」-「3」)	36	円	円
地方法人税額の計算 (36) × 10.3% - ((別表六(五)の「5」の③) + (別表十七(三)の六「1」) - (36)) と 0 のうち多い金額 (マイナスの場合は0)	37		
地方法人税額の合計額 (別表十八(一)「31」の計)	38		
調整前控除限度額 (38) × $\frac{(30)}{(14)}$	39		
(39)の金額が0を下回る場合のその下回る額の合計額 (別表十八(一)「33」の計)	40		
調整前控除限度額のうち0を超えるものの合計額 (別表十八(一)「34」の計)	41		
控除限度調整額 (40) × $\frac{(39)}{(41)}$	42		
地方法人税控除限度額 (39)-(42) (マイナスの場合は0)	43		

改正後

(7) 別表六(二)付表六

税額控除不足額相当額及び税額控除超過額相当額の計算に関する明細書

事業年度等	:	:	法人名
-------	---	---	-----

別表六(二)付表六 令五・四・一以後終了事業年度等分

I 法人税に係る税額控除不足額相当額及び税額控除超過額相当額の計算に関する明細書							
過去適用事業年度	過去当初申告税額控除額 (過去適用事業年度の別表六(二)「21」)	税額控除額 (過去適用事業年度の別表六(二)「18」+「19」+「20」)	(2)につき法第69条第19項により対象前各事業年度の法人税額に加算した金額	(2)につき法第69条第18項により対象前各事業年度の法人税額から控除した金額	調整後過去税額控除額 (2)+(3)-(4)	(5)>(1)の場合 税額控除不足額相当額 (((5)-(1))又は当初申告税額控除不足額相当額)	(1)>(5)の場合 税額控除超過額相当額 (((1)-(5))又は当初申告税額控除超過額相当額)
	1	2	3	4	5	6	7
・	円	円	円	円	円	円	円
・							
・							
・							
・							
・							
・							
計							

II 地方法人税に係る税額控除不足額相当額及び税額控除超過額相当額の計算に関する明細書

II 地方法人税に係る税額控除不足額相当額及び税額控除超過額相当額の計算に関する明細書							
過去適用課税事業年度	過去当初申告税額控除額 (過去適用課税事業年度の別表六(二)「54」)	税額控除額 (過去適用課税事業年度の別表六(二)「53」)	(9)につき地方第12条第9項により対象前各課税事業年度の所得地方法人税額に加算した金額	(9)につき地方第12条第8項により対象前各課税事業年度の所得地方法人税額から控除した金額	調整後過去税額控除額 (9)+(10)-(11)	(12)>(8)の場合 税額控除不足額相当額 (((12)-(8))又は当初申告税額控除不足額相当額)	(8)>(12)の場合 税額控除超過額相当額 (((8)-(12))又は当初申告税額控除超過額相当額)
	8	9	10	11	12	13	14
・	円	円	円	円	円	円	円
・							
・							
・							
・							
・							
・							
計							

改正前

(9) 別表六(二)付表六

税額控除不足額相当額及び税額控除超過額相当額の計算に関する明細書

事業年度等	:	:	法人名
-------	---	---	-----

別表六(二)付表六 令四・四・一以後終了事業年度等分

I 法人税に係る税額控除不足額相当額及び税額控除超過額相当額の計算に関する明細書							
過去適用事業年度	過去当初申告税額控除額 (過去適用事業年度の別表六(二)「22」)	税額控除額 (過去適用事業年度の別表六(二)「19」+「20」+「21」)	(2)につき法第69条第19項により対象前各事業年度の法人税額に加算した金額	(2)につき法第69条第18項により対象前各事業年度の法人税額から控除した金額	調整後過去税額控除額 (2)+(3)-(4)	(5)>(1)の場合 税額控除不足額相当額 (((5)-(1))又は当初申告税額控除不足額相当額)	(1)>(5)の場合 税額控除超過額相当額 (((1)-(5))又は当初申告税額控除超過額相当額)
	1	2	3	4	5	6	7
・	円	円	円	円	円	円	円
・							
・							
・							
・							
・							
・							
計							

II 地方法人税に係る税額控除不足額相当額及び税額控除超過額相当額の計算に関する明細書

II 地方法人税に係る税額控除不足額相当額及び税額控除超過額相当額の計算に関する明細書							
過去適用課税事業年度	過去当初申告税額控除額 (過去適用課税事業年度の別表六(二)「55」)	税額控除額 (過去適用課税事業年度の別表六(二)「54」)	(9)につき地方第12条第9項により対象前各課税事業年度の所得地方法人税額に加算した金額	(9)につき地方第12条第8項により対象前各課税事業年度の所得地方法人税額から控除した金額	調整後過去税額控除額 (9)+(10)-(11)	(12)>(8)の場合 税額控除不足額相当額 (((12)-(8))又は当初申告税額控除不足額相当額)	(8)>(12)の場合 税額控除超過額相当額 (((8)-(12))又は当初申告税額控除超過額相当額)
	8	9	10	11	12	13	14
・	円	円	円	円	円	円	円
・							
・							
・							
・							
・							
・							
計							

(10 別表六の二 (二))
(削除)

(10 別表六の二 (二))

連結事業年度における外国税額の控除に関する明細書		連結事業年度等	法人名
I 法人税に係る外国税額の控除に関する明細書			
当期の連結控除限度額の計算	当期の連結法人税額 (別表一の二「4」-別表六の二(二)の二「5の②」-別表十七(三)の六「5」) (マイナスの場合は0)	1	円
	連結所得金額又は連結欠損金額 (別表四の二「55の①」)	2	円
	連結欠損金の当期控除額 (別表七の二「3の計」)	3	円
	被合併法人等の最終の事業年度の欠損金の損金算入額 (別表四の二「34の①」)	4	円
	連結組合等損失額の損金不算入額 (別表九(二)「6」)	5	円
	連結組合等損失超過合計額の損金算入額 (別表九(二)「9」)	6	円
	計 (2)+(3)+(4)-(5)+(6) (マイナスの場合は0)	7	円
当期の連結控除限度額の計算	国外事業所等帰属所得に係る連結所得の金額 (各連結法人の別表六(二)付表「25」の合計)	8	円
	その他の国外源泉所得に係る連結所得の金額 (各連結法人の別表六(二)付表「43の①」の合計)	9	円
	(8)+(9) (マイナスの場合は0)	10	円
	非課税国外所得の金額 (各連結法人の別表六(二)付表「25」の合計)+(各連結法人の別表六(二)付表「43の②」の合計) (マイナスの場合は0)	11	円
	(10)-(11) (マイナスの場合は0)	12	円
	(7)×90%	13	円
	調整連結国外所得金額 (12)と(13)のうち少ない金額	14	円
連結控除限度額 $(1) \times \frac{(14)}{(7)}$	15	円	
当期に控除できる金額 (各連結法人の別表六の二(二)付表「17」の合計)	16	円	
II 地方法人税に係る外国税額の控除に関する明細書			
地方法人税額の計算	課税標準法人税額 (別表一の二「4」)	17	円
地方法人税額の計算	地方法人税控除限度額 $(16) \times \frac{(14)}{(7)}$	18	円
地方法人税額の計算	外国税額の控除額 (各連結法人の別表六の二(二)付表「49」の合計)	19	円
地方法人税額の計算	外国税額の控除額 (各連結法人の別表六の二(二)付表「49」の合計)	20	円

別表六の二(二) 令四・四・一以後終了連結事業年度等分

(11 別表六の二 (二) 付表)

(削 除)

(11 別表六の二 (二) 付表)

各連結法人の外国税額の控除に関する明細書				連 結 事 業 年 度 等	法人名	()	
I 法人税に係る外国税額の控除に関する明細書							
当期の個別控除対象外国法人税額 (別表六(二)の二)「21」	1	円	区 分	国外所得対応分	①のうちの 非課税所得分		
				①	②		
当期の連結控除限度額 (別表六(二)の二)「15」	2		当期の連結個 別控除限度 額の計算	19	円	円	
	3	国外事業所等帰属所得 に係る所得の金額 (別表六(二)付表一「25」)		20	納付した個別控除 対象外国法人税額		
				21	交際費等の損金不算 入額の個別帰属額		
	4	その他の国外源泉所得 に係る所得の金額 (43の①)		22	貸倒引当金の戻入額		
	5	(3) + (4) (マイナスの場合は0)		23			
	6	非課税国外所得の金額 (43の②) + 別表六(二)付表一「26」 (マイナスの場合は0)		24			
	7	(5) - (6) (マイナスの場合は0)		25			
	8	別表六(二)の二)「12」の金額		26			
	9	調整連結国外所得金額 (別表六(二)の二)「14」		27			
	10	$(9) \times \frac{(7)}{(8)}$		28			
	11	個別調整国外所得金額 (7)と(10)のうち少ない金額		29			
	12	各連結法人の個別調整 国外所得金額の合計額 (各連結法人の(11)の合計)		30			
	13	連結控除限度個別帰属額 $(2) \times \frac{(11)}{(12)}$		31	小 計		
	14	令和2年旧法第81条の15第1項 により控除できる金額 (1)と(13)のうち少ない金額		32	貸倒引当金の繰入額		
	15	令和2年旧法第81条の15第2項 により控除できる金額 (別表六(三)「30の②」)		33			
	16	令和2年旧法第81条の15第3項 により控除できる金額 (別表六(三)「34の②」)		34			
	17	計 (14) + (15) + (16)		35			
18	個 別 帰 属 額 (17)	36					
		37					
		38					
		39					
		40					
		41					
		42	小 計				
		43	計 (19) + (31) - (42)				
II 地方法人税に係る外国税額の控除に関する明細書							
個別外国法人税額の 控除対象計算	44	円	地方 法人 税の 控除 限度 額	47	円		
	45		地方 法人 税の 控除 限度 額	48			
	46		控 除 で き る 金 額 (46)と(48)のうち少ない金額	49			

別表六の二(二)付表 合四・四・一以後終了連結事業年度等分

(12 別表六の二 (二の二))

(削 除)

(12 別表六の二 (二の二))

別表六の二(二) 令四・四・一以後終了連結事業年度等分

連結事業年度における分配時調整外国税相当額の控除及び各連結法人の地方税法上の額から控除する分配時調整外国税相当額の個別帰属額の計算に関する明細書		連 結 事 業 年 度 等	法人名				
I 連結事業年度における分配時調整外国税相当額の控除に関する明細書							
区 分	収 入 金 額	①に係る分配時調整外国税相当額	②のうち控除を受ける分配時調整外国税相当額				
1 合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託(特定公社債等運用投資信託を除く。)(の収益の分配並びに特定公社債等運用投資信託の受益権及び特定目的信託の社債的受益権に係る剰余金の配当)							
2 集団投資信託(合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託(特定公社債等運用投資信託を除く。))を除く。)(の収益の分配)							
3 特定目的会社の利益の配当、投資法人の投資口の配当等、特定目的信託の受益権の剰余金の配当(社債的受益権の剰余金の配当を除く。)(及び特定投資信託の受益権の剰余金の配当(特定公社債等運用投資信託の受益権の剰余金の配当を除く。)(をみなし配当を除く。))							
4 その他							
計							
法人	(別表一の二(10))	額	円				
法人税の額から控除する金額	((5の②)と(6)のうち少ない金額)	7					
(5の②)のうち法人税の額を超える金額	(5の②)-(6)	8					
集団投資信託(合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託(特定公社債等運用投資信託を除く。))を除く。)(の収益の分配又は特定目的会社の利益の配当、投資法人の投資口の配当等、特定目的信託の受益権の剰余金の配当(社債的受益権の剰余金の配当を除く。)(及び特定投資信託の受益権の剰余金の配当(特定公社債等運用投資信託の受益権の剰余金の配当を除く。)(をみなし配当を除く。))に係る控除を受ける分配時調整外国税相当額の計算							
銘柄	収 入 金 額	分配時調整外国税相当額	収益の分配等の計算期間	(11)のうち元本所有期間	所有期間割合 (12) (11)	控除を受ける分配時調整外国税相当額 (10)×(13)	
	9	10	11	12	13	14	
個別法による場合							
銘柄	各連結法人の収入金額の合計額	各連結法人の分配時調整外国税相当額の合計額	各連結法人の収益の分配等の計算期間末の所有元本数等の合計	各連結法人の収益の分配等の計算期間首の所有元本数等の合計	$\frac{(17)-(18)}{2 \times (11)}$ (17)×(11) (マイナスの場合は0)	所有元本割合 (18)+(19) (17)	控除を受ける分配時調整外国税相当額 (16)×(20)
	15	16	17	18	19	20	21
個別法便法による場合							
その他に係る控除を受ける分配時調整外国税相当額の明細							
支払者の法人名	支払者の所在地	支払を受けた年月日	収 入 金 額	控除を受ける分配時調整外国税相当額	参 考		
			22	23			
計							
個別帰属額の計算							
連 結 法 人 名	個別分配時調整外国税相当額 (28の計)+(30の計)+(31の計)	各連結法人の個別分配時調整外国税相当額の合計額	連結法人税額から控除する分配時調整外国税相当額の個別帰属額 (7)×(26)				
(5の②)のうち当該連結法人の分配時調整外国税相当額	24	25	27				
銘柄等	(2)及び(3)に係る控除を受ける分配時調整外国税相当額 (14)のうち当該連結法人に帰せられる控除を受ける分配時調整外国税相当額	個別法による場合 (16)のうち当該連結法人に帰せられる分配時調整外国税相当額	個別法便法による場合 (20)×(21) (16)				
	28	29	30				
計							
II 各連結法人の地方税法上の額から控除する分配時調整外国税相当額の個別帰属額の計算に関する明細書							
個別分配時調整外国税相当額 (25)	32	地方税法上の額から控除する金額 (30)と(別表一の二(10))のうち少ない金額	34				
各連結法人の個別分配時調整外国税相当額の合計額 (26)	33	個別帰属額 (34)×(33)	35				

改正後

(8) 別表六の二

外国法人の外国税額の控除に関する明細書

事業年度等	法人名
-------	-----

別表六の二
令五・四・一以後終了事業年度等分

I 法人税に係る外国税額の控除に関する明細書			
当期の控除対象外国法人税額 (別表六(二の二)「21」)	円	区 分	国外所得対応分
			①
1		国外源泉所得に係る当期利益又は当期欠損の額	16
2		当期の法人税額(別表一の二「4」)-(別表六(五の二)「5の③」)(マイナスの場合は0)	17
3		納付した控除対象外国法人税額(別表六(二の二)「7」)	17
4		交際費等の損金不算入額	18
5		貸倒引当金の戻入額	19
6			20
7		所得金額又は欠損金額(別表四「52の①」)	21
8		繰越欠損金の当期控除額(別表七(一)「4の計」)	22
9		組合等損失額の損金不算入額(別表九(二)「6」)	23
10		組合等損失超過合計額の損金算入額(別表九(二)「9」)	24
11		計(3)+(4)-(5)+(6)(マイナスの場合は0)	25
12		当期の調整額	26
13		(40)(マイナスの場合は0)	27
14		(7) × 90%	28
15		調整国外所得金額(8)と(9)のうち少ない金額	29
16		法人税の控除限度額(2) × (10)/(7)	30
17		法第144条の2第1項により控除できる金額(1)と(16)のうち少ない金額	31
18		法第144条の2第2項により控除できる金額(別表六(三)「30の②」)	32
19		法第144条の2第3項により控除できる金額(別表六(三)「34の②」)	33
20		当期に控除できる金額(12)+(13)+(14)	34
21		小計	35
22		仮計(16)+(27)-(37)	36
23		非課税国外所得の金額(38の②)(マイナスの場合は0)	37
24		計(38)-(39)	38
25			39
26			40

II 地方法人税に係る外国税額の控除に関する明細書			
当期の控除対象外国法人税額(1)	円	地方法人税額の計算	課税標準法人税額(別表一の二「4」)
			44
41			44
42			45
43			46
44			47

改正前

(13) 別表六の三

外国法人の外国税額の控除に関する明細書

事業年度等	法人名
-------	-----

別表六の三
令四・四・一以後終了事業年度等分

I 法人税に係る外国税額の控除に関する明細書			
当期の控除対象外国法人税額 (別表六(二の二)「21」)	円	区 分	国外所得対応分
			①
1		国外源泉所得に係る当期利益又は当期欠損の額	16
2		当期の法人税額(別表一の三「4」)-別表六(五の二)「5の③」(マイナスの場合は0)	17
3		納付した控除対象外国法人税額(別表六(二の二)「7」)	17
4		交際費等の損金不算入額	18
5		貸倒引当金の戻入額	19
6			20
7		所得金額又は欠損金額(別表四「52の①」)	21
8		繰越欠損金又は災害損失金の当期控除額(別表七(一)「4の計」)	22
9		組合等損失額の損金不算入額(別表九(二)「6」)	23
10		組合等損失超過合計額の損金算入額(別表九(二)「9」)	24
11		計(3)+(4)-(5)+(6)(マイナスの場合は0)	25
12		当期の調整額	26
13		(40)(マイナスの場合は0)	27
14		(7) × 90%	28
15		調整国外所得金額(8)と(9)のうち少ない金額	29
16		法人税の控除限度額(2) × (10)/(7)	30
17		法第144条の2第1項により控除できる金額(1)と(16)のうち少ない金額	31
18		法第144条の2第2項により控除できる金額(別表六(三)「30の②」)	32
19		法第144条の2第3項により控除できる金額(別表六(三)「34の②」)	33
20		当期に控除できる金額(12)+(13)+(14)	34
21		小計	35
22		仮計(16)+(27)-(37)	36
23		非課税国外所得の金額(38の②)(マイナスの場合は0)	37
24		計(38)-(39)	38
25			39
26			40

II 地方法人税に係る外国税額の控除に関する明細書			
当期の控除対象外国法人税額(1)	円	地方法人税額の計算	課税標準法人税額(別表一の三「4」)
			44
41			44
42			45
43			46
44			47

改正後

(9) 別表十三(五)

特定の資産の買換えにより取得した資産の圧縮額等の損金算入に関する明細書		事業年度	法人名	別表十三(五)	
(号該当)				令五・四・一以後終了事業年度分	
譲渡した資産の種類	1				譲渡の日を含む事業年度
同上の資産の取得年月日	2				
譲渡した資産の所在地	3				計
譲渡した土地等の面積	4	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル
譲渡年月日	5				
対価の額	6	円	円	円	円
帳簿価額	7				
譲渡に要した経費の額	8				
計	9				
(7) + (8)	9				
差益割合	10				
取得した買換資産の種類	11				
取得した買換資産の所在地	12				
取得年月日	13				
買換資産の取得価額	14	円	円	円	円
事業の用に供した又は供する見込みの年月日	15				
買換資産が土地等であり敷地の用に供される場合の建物、構築物等の事業供用予定年月日	16				
(16)の建物、構築物等を実際に事業の用に供した年月日	17				
取得した土地等の面積	18	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル
同上のうち買換えの特例の対象とならない面積	19				
取得価額	20	円	円	円	円
$(14) \times \frac{(18) - (19)}{(18)}$	20				
買換資産の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額	21				
買換資産の取得のため(6の計)又は(6の計)のうち特別勘定残額に対応するものから支出した金額	22				
圧縮基礎取得価額	23				
$((14) \text{又は} (20)) \text{と} (22) \text{のうち少ない金額}$	23				
前期末の取得価額	24				
前期末の帳簿価額	25				
圧縮基礎取得価額	26				
$(23) \times (25) / (24)$	26				
圧縮限度額	27				
$((23) \text{又は} (26)) \times (10) \times \frac{100}{100}$	27				
圧縮限度超過額	28				
$(21) - (27)$	28				
取得価額に算入しない金額	29				
$((21) \text{と} (27) \text{のうち少ない金額}) \text{又は} ((21) \text{と} (27) \text{のうち少ない金額}) \times \frac{(24)}{(20)}$	29				
対価の額の合計額	30	円			円
(6の計)	30				
対価の額の合計額	31				
同上のうち譲渡の日を含む事業年度において使用した額	31				
特別勘定の対象となり得る金額	32				
$(30) - (31)$	32				
翌期繰越額の計算	33				
特別勘定の金額の計算の基礎となった買換資産の取得に充てようとする金額	33				
$(\text{繰入事業年度の} (37) \text{と} (39) \text{のうち少ない金額}) \div \frac{100}{100} \div (10)$	33				
同上のうち前期末までに買換資産の取得に充てた金額	34				
当期中において買換資産の取得に充てた金額	35				
翌期へ繰り越す対価の額の合計額	36				
$(33) - (34) - (35)$	36				
特別勘定に経理した金額	37				
(32)のうち買換資産の取得に充てようとする金額	38				
繰入限度額	39				
$(38) \times (10) \times \frac{100}{100}$	39				
繰入限度超過額	40				
$(37) - (39)$	40				
当初の特別勘定の金額	41				
(繰入事業年度の(37)-(40))	41				
同上のうち前期末までに益金の額に算入された金額	42				
当期中に益金の額に算入すべき金額	43				
期末特別勘定残額	44				
$(41) - (42) - (43)$	44				
その他参考となる事項					

改正前

(14) 別表十三(五)

特定の資産の買換えにより取得した資産の圧縮額等の損金算入に関する明細書		事業年度又は連結事業年度	法人名	別表十三(五)	
(号該当)				令四・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分	
譲渡した資産の種類	1				譲渡の日を含む事業年度又は連結事業年度
同上の資産の取得年月日	2				
譲渡した資産の所在地	3				計
譲渡した土地等の面積	4	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル
譲渡年月日	5				
対価の額	6	円	円	円	円
帳簿価額	7				
譲渡に要した経費の額	8				
計	9				
(7) + (8)	9				
差益割合	10				
取得した買換資産の種類	11				
取得した買換資産の所在地	12				
取得年月日	13				
買換資産の取得価額	14	円	円	円	円
事業の用に供した又は供する見込みの年月日	15				
買換資産が土地等であり敷地の用に供される場合の建物、構築物等の事業供用予定年月日	16				
(16)の建物、構築物等を実際に事業の用に供した年月日	17				
取得した土地等の面積	18	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル
同上のうち買換えの特例の対象とならない面積	19				
取得価額	20	円	円	円	円
$(14) \times \frac{(18) - (19)}{(18)}$	20				
買換資産の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額	21				
買換資産の取得のため(6の計)又は(6の計)のうち特別勘定残額に対応するものから支出した金額	22				
圧縮基礎取得価額	23				
$((14) \text{又は} (20)) \text{と} (22) \text{のうち少ない金額}$	23				
前期末の取得価額	24				
前期末の帳簿価額	25				
圧縮基礎取得価額	26				
$(23) \times (25) / (24)$	26				
圧縮限度額	27				
$((23) \text{又は} (26)) \times (10) \times \frac{80, 70 \text{又は} 75}{100}$	27				
圧縮限度超過額	28				
$(21) - (27)$	28				
取得価額に算入しない金額	29				
$((21) \text{と} (27) \text{のうち少ない金額}) \text{又は} ((21) \text{と} (27) \text{のうち少ない金額}) \times \frac{(24)}{(20)}$	29				
対価の額の合計額	30	円			円
(6の計)	30				
対価の額の合計額	31				
同上のうち譲渡の日の属する事業年度又は連結事業年度において使用した額	31				
特別勘定の対象となり得る金額	32				
$(30) - (31)$	32				
翌期繰越額の計算	33				
特別勘定の金額の計算の基礎となった買換資産の取得に充てようとする金額	33				
$(\text{繰入事業年度の} (37) \text{と} (39) \text{のうち少ない金額}) \div \frac{80, 70 \text{又は} 75}{100} \div (10)$	33				
同上のうち前期末までに買換資産の取得に充てた金額	34				
当期中において買換資産の取得に充てた金額	35				
翌期へ繰り越す対価の額の合計額	36				
$(33) - (34) - (35)$	36				
特別勘定に経理した金額	37				
(32)のうち買換資産の取得に充てようとする金額	38				
繰入限度額	39				
$(38) \times (10) \times \frac{80, 70 \text{又は} 75}{100}$	39				
繰入限度超過額	40				
$(37) - (39)$	40				
当初の特別勘定の金額	41				
(繰入事業年度の(37)-(40))	41				
同上のうち前期末までに益金の額に算入された金額	42				
当期中に益金の額に算入すべき金額	43				
期末特別勘定残額	44				
$(41) - (42) - (43)$	44				
その他参考となる事項					

改正後

(10 別表十七 (三の六))

外国関係会社に係る控除対象所得税額等相当額の控除に関する明細書		事業年度	法人名
控除対象所得税額等相当額 (別表十七(三の六)付表「31」)	1		
法人税の額 (別表一「9」)-(別表六(五の二)「7」)	2		
法人税の額から控除する金額 (1)と(2)のうち少ない金額)	3		
(1)のうち法人税の額を超える金額 (1)-(2) (マイナスの場合は0)	4		

別表十七(三の六) 令五・四・一以後終了事業年度分

改正前

(15 別表十七 (三の六))

外国関係会社に係る控除対象所得税額等相当額及び個別控除対象所得税額等相当額の控除に関する明細書		事業年度又は連結事業年度等	法人名
I 外国関係会社に係る控除対象所得税額等相当額及び個別控除対象所得税額等相当額の控除に関する明細書			
内額	控除対象所得税額等相当額 (別表十七(三の六)付表「31」)	1	
法人当額	法人税の額 (別表一「9」-別表六(五の二)「7」)	2	
控除対象額	法人税の額から控除する金額 (1)と(2)のうち少ない金額)	3	
所得計	(1)のうち法人税の額を超える金額 (1)-(2) (マイナスの場合は0)	4	
連税結額	各連結法人の個別控除対象所得税額等相当額の合計額 (各連結法人の別表十七(三の六)付表「31」の合計)	5	
法人相対額	法人税の額 (別表一の二「10」-別表六の二(二の二)「7」)	6	
控除対象額	法人税の額から控除する金額 (5)と(6)のうち少ない金額)	7	
所得計	(5)のうち法人税の額を超える金額 (5)-(6) (マイナスの場合は0)	8	
各額	個別控除対象所得税額等相当額 (別表十七(三の六)付表「31」)	9	
連税結額	各連結法人の個別控除対象所得税額等相当額の合計額 (5)	10	
控除対象額	個別帰属額 $(7) \times \frac{(9)}{(10)}$	11	
II 各連結法人の地方法人税の額から控除する個別控除対象所得税額等相当額の個別帰属額の計算に関する明細書			
個別控除対象所得税額等相当額 (9)	12	地方法人税の額から控除する金額 (8)と(別表一の二「38」)-(別表六の二(二の二)「34」)のうち少ない金額	14
各連結法人の個別控除対象所得税額等相当額の合計額 (10)	13	個別帰属額 $(12) \times \frac{(12)}{(13)}$	15

別表十七(三の六) 令四・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度等分

改正後

(11 別表十八 (一))

各通算法人の所得金額等及び地方法人税額等に関する明細書

事業年度等	法人名					
法人名	1	通算親法人				計
法人番号						
納税地	2					
事業年度等	3	・	・	・	・	・
I 各通算法人の所得金額等に関する明細書						
所得金額 (別表一付表「1」) (欠損の場合は0)	4	円	円	円	円	円
調整通算外配当等流出額 (別表三(一)付表二「20」)	5					
純通算内配当等の額 (別表三(一)付表二「22」)	6					
所得金額差引計 ((別表四「39の①」) - (別表七(三)「9」)) が0以上の場合のその0以上の額	7					
欠損金額差引計 (別表四「39の①」) - (別表七(三)「9」) (プラスの場合は0)	8					
法人税額 (別表六(二)付表五「1」)	9					
所得金額又は欠損金額 (別表六(二)付表五「13」)	10					
(10)のうち0を超える金額	11					
(10)が0を下回る場合のその下回る額	12					
非課税国外所得金額 (別表六(二)付表五「17」)	13					
(13)が0を下回る場合のその下回る額	14					
(13)のうち0を超える金額	15					
加算前国外所得金額のうち0を超えるもの (別表六(二)付表五「19」のうち0を超える金額)	16					
調整前国外所得金額 (別表六(二)付表五「25」)	17					
調整前控除限度額 (別表六(二)付表五「31」)	18					
(18)が0を下回る場合のその下回る額	19					
(18)のうち0を超える金額	20					
当初損金算入超過額 (当初申告の別表七(一)「4の計」-「2」) (マイナスの場合は0)	21					
当初損金算入不足額 (当初申告の別表七(一)「2」-「4の計」) (マイナスの場合は0)	22					
損金算入限度額 (別表七(二)付表一「2」)	23					
控除対象欠損金額 (別表七(三)付表「8」)	24					
中間申告における発生災害損失欠損金額のうち通算対象外欠損金額以外の部分の金額 (別表七(五)「5」)	25					
通算対象外欠損金額以外の部分に係る繰戻し額 (別表七(五)「7」)	26					
通算前所得金額 (別表七の二「1」)	27					
調整通算前欠損金額 (別表七の二「7」)	28					
適用関連法人配当等の額の合計額 (別表八(一)付表「1」)	29					
支払利子合計額 (別表八(一)付表「6」)	30					
II 各通算法人の地方法人税額等に関する明細書						
地方法人税額 (別表六(二)付表五「37」)	31	円	円	円	円	円
調整前控除限度額 (別表六(二)付表五「39」)	32					
(32)が0を下回る場合のその下回る額	33					
(32)のうち0を超える金額	34					

別表十八(一) 令五・四・一以後終了事業年度等分

改正前

(16 別表十八 (一))

各通算法人の所得金額等及び地方法人税額等に関する明細書

事業年度等	法人名					
法人名	1	通算親法人				計
法人番号						
納税地	2					
事業年度等	3	・	・	・	・	・
I 各通算法人の所得金額等に関する明細書						
所得金額 (別表一付表「1」) (欠損の場合は0)	4	円	円	円	円	円
調整通算外配当等流出額 (別表三(一)付表二「20」)	5					
純通算内配当等の額 (別表三(一)付表二「22」)	6					
所得金額差引計 ((別表四「39の①」) - (別表七(三)「9」)) が0以上の場合のその0以上の額	7					
欠損金額差引計 (別表四「39の①」) - (別表七(三)「9」) (プラスの場合は0)	8					
法人税額 (別表六(二)付表五「1」)	9					
所得金額又は欠損金額 (別表六(二)付表五「13」)	10					
(10)のうち0を超える金額	11					
(10)が0を下回る場合のその下回る額	12					
非課税国外所得金額 (別表六(二)付表五「17」)	13					
(13)が0を下回る場合のその下回る額	14					
(13)のうち0を超える金額	15					
加算前国外所得金額のうち0を超えるもの (別表六(二)付表五「19」のうち0を超える金額)	16					
調整前国外所得金額 (別表六(二)付表五「25」)	17					
調整前控除限度額 (別表六(二)付表五「31」)	18					
(18)が0を下回る場合のその下回る額	19					
(18)のうち0を超える金額	20					
当初損金算入超過額 (当初申告の別表七(一)「4の計」-「2」) (マイナスの場合は0)	21					
当初損金算入不足額 (当初申告の別表七(一)「2」-「4の計」) (マイナスの場合は0)	22					
損金算入限度額 (別表七(二)付表一「2」)	23					
控除対象欠損金額 (別表七(三)付表「8」)	24					
中間申告における発生災害損失欠損金額のうち通算対象外欠損金額以外の部分の金額 (別表七(五)「5」)	25					
通算対象外欠損金額以外の部分に係る繰戻し額 (別表七(五)「7」)	26					
通算前所得金額 (別表七の三「1」)	27					
調整通算前欠損金額 (別表七の三「7」)	28					
適用関連法人配当等の額の合計額 (別表八(一)付表二「1」)	29					
支払利子合計額 (別表八(一)付表二「6」)	30					
II 各通算法人の地方法人税額等に関する明細書						
地方法人税額 (別表六(二)付表五「37」)	31	円	円	円	円	円
調整前控除限度額 (別表六(二)付表五「39」)	32					
(32)が0を下回る場合のその下回る額	33					
(32)のうち0を超える金額	34					

別表十八(一) 令四・四・一以後終了事業年度等分

改正後

(13) 別表十八 (一) 付表二

各通算法人の所得限度額等に関する明細書

事業年度		法人名					
通算親法人							
法人名	法人番号	所得限度額 (別表七(二)付表五「2」)	非特定超過控除対象額の計算における投資額残額 (別表七(二)付表五「18」)	既算出超過控除対象額 (別表七(二)付表五「20」)	非特定欠損控除前所得金額 (別表七(二)付表五「23」)	特例の適用がない場合の計算における既損金算入額及び特定損金算入額控除後の損金算入限度額 (別表七(二)付表五「27」)	調整非特定欠損控除前所得金額 (別表七(二)付表五「29」)
円	円	円	円	円	円	円	円
円	円	円	円	円	円	円	円
計							
1	2	3	4	5	6		
円	円	円	円	円	円		

別表十八(一)付表二 令五・四・一以後終了事業年度分

改正前

(18) 別表十八 (一) 付表二

各通算法人の投資額残額等に関する明細書

事業年度		法人名					
通算親法人							
法人名	法人番号	所得限度額 (別表七(二)付表五「21」)	非特定超過控除対象額の計算における投資額残額 (別表七(二)付表五「18」)	既算出超過控除対象額 (別表七(二)付表五「20」)	非特定欠損控除前所得金額 (別表七(二)付表五「23」)	特例の適用がない場合の計算における既損金算入額及び特定損金算入額控除後の損金算入限度額 (別表七(二)付表五「27」)	調整非特定欠損控除前所得金額 (別表七(二)付表五「29」)
円	円	円	円	円	円	円	円
円	円	円	円	円	円	円	円
計							
1	2	3	4	5	6		
円	円	円	円	円	円		

別表十八(一)付表二 令四・四・一以後終了事業年度分

改正後

(14 別表十八(二))

各通算法人の試験研究費の額等に関する明細書

		事業年度	:	:	法人名		
法人名	通算親法人						計
1							
法人番号							
2							
納税地							
3							
事業年度							
4	円	円	円	円	円	円	円
期末現在の資本金の額又は出資金の額							
5	人	人	人	人	人	人	人
期末現在の常時使用する従業員の数							
6	円	円	円	円	円	円	円
継続雇用者給与等支給額 (別表六(七)「3」)							
7							
継続雇用者比較給与等支給額 (別表六(七)「4」)							
8							
国内設備投資額 (別表六(七)「8」)							
9							
当期償却費総額 (別表六(七)「9」)							
10							
対象年度の基準通算所得等金額 (別表六(八)「9」)							
11							
前事業年度の基準通算所得等金額の合計額 (別表六(八)「11」)							
12							
試験研究費の額 (別表六(九)「1」又は(別表六(十)「1」)							
13							
控除対象試験研究費の額 (別表六(九)「4」又は(別表六(十)「4」)							
14							
比較試験研究費の額 (別表六(九)「5」又は(別表六(十)「5」)							
15							
平均売上金額 (別表六(九)「8」又は(別表六(十)「8」)							
16							
調整前法人税額 (別表六(九)「19」又は(別表六(十)「14」)							
17							
税額控除超過額 (別表六(九)付表「35」又は(別表六(十)付表「28」)							
18							
非特定欠損金調整取戻税額 (別表六(九)付表「42」又は(別表六(十)付表「35」)							
19							
当期の売上金額 (別表六(十二)「1」)							
20							
基準売上金額 (別表六(十二)「5」)							
21							
基準年度試験研究費の額 (別表六(十二)「10」)							
22							
差引対象特別試験研究費の額 (別表六(十四)「3」)							
23							
税額控除割合が30%である試験研究に係る特別試験研究費の額 (別表六(十四)「4」)							
24							
税額控除割合が25%である試験研究に係る特別試験研究費の額 (別表六(十四)「5」)							
25							
調整前法人税額 (別表六(十四)「7」)							
26							
税額控除超過額 (別表六(十四)付表二「17」)							
27							
非特定欠損金調整取戻税額 (別表六(十四)付表二「24」)							
28							
差引各欠損金増加額の合計額 (別表六(十五)「5の計」)							
29							
差引各欠損金増加額の合計額 (別表六(十五)「14の計」)							

別表十八(二) 令五・四・一以後終了事業年度分

改正前

(19 別表十八(二))

各通算法人の試験研究費の額等に関する明細書

		事業年度	:	:	法人名		
法人名	通算親法人						計
1							
法人番号							
2							
納税地							
3							
事業年度							
4	円	円	円	円	円	円	円
期末現在の資本金の額又は出資金の額							
5	人	人	人	人	人	人	人
期末現在の常時使用する従業員の数							
6	円	円	円	円	円	円	円
継続雇用者給与等支給額 (別表六(七)「1」)							
7							
継続雇用者比較給与等支給額 (別表六(七)「2」)							
8							
国内設備投資額 (別表六(七)「9」)							
9							
当期償却費総額 (別表六(七)「10」)							
10							
対象年度の基準通算所得等金額 (別表六(八)「9」)							
11							
前事業年度の基準通算所得等金額の合計額 (別表六(八)「11」)							
12							
試験研究費の額 (別表六(九)「1」又は(別表六(十)「1」)							
13							
控除対象試験研究費の額 (別表六(九)「4」又は(別表六(十)「4」)							
14							
比較試験研究費の額 (別表六(九)「5」又は(別表六(十)「5」)							
15							
平均売上金額 (別表六(九)「8」又は(別表六(十)「8」)							
16							
調整前法人税額 (別表六(九)「16」又は(別表六(十)「14」)							
17							
税額控除超過額 (別表六(九)付表「29」又は(別表六(十)付表「28」)							
18							
非特定欠損金調整取戻税額 (別表六(九)付表「36」又は(別表六(十)付表「35」)							
19							
当期の売上金額 (別表六(十二)「1」)							
20							
基準売上金額 (別表六(十二)「5」)							
21							
基準年度試験研究費の額 (別表六(十二)「10」)							
22							
差引対象特別試験研究費の額 (別表六(十四)「3」)							
23							
税額控除割合が30%である試験研究に係る特別試験研究費の額 (別表六(十四)「4」)							
24							
税額控除割合が25%である試験研究に係る特別試験研究費の額 (別表六(十四)「5」)							
25							
調整前法人税額 (別表六(十四)「7」)							
26							
税額控除超過額 (別表六(十四)付表「17」)							
27							
非特定欠損金調整取戻税額 (別表六(十四)付表「24」)							
28							
差引各欠損金増加額の合計額 (別表六(十五)「5の計」)							
29							
差引各欠損金増加額の合計額 (別表六(十五)「14の計」)							

別表十八(二) 令四・四・一以後終了事業年度分

改 正 後

(15 別表十八 (三))

各通算法人の通算前所得金額等に関する明細書

		事業年度	:	:	法人名						
法人名	1	通算親法人									計
法人番号											
納税地	2										
事業年度	3	:	:	:	:	:	:	:	:	:	
基準雇用者数 (別表六(二十三)付表「4」)	4	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
特定新規雇用者基礎数 (別表六(二十三)「5」)	5										
移転型特定新規雇用者基礎数 (別表六(二十三)「7」)	6										
特定非新規雇用者基礎数 (別表六(二十三)「10」)	7										
対象移転型特定非新規雇用者基礎数 (別表六(二十三)「15」)	8										
通算前所得金額 (別表十(一)付表「1」)	9	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
通算前欠損金額 (別表十(一)付表「3」)	10										
軽減対象所得金額 (別表十(一)付表「6」)	11										
特定事業等欠損金額 (別表十(一)付表「8」)	12										
特例対象内国法人に該当する場合の通算前所得金額 (別表十(一)付表「10」)	13										
特例対象内国法人に該当する場合の通算前欠損金額 (別表十(一)付表「12」)	14										
通算前所得金額 (別表十(二)付表「1」)	15										
通算前欠損金額 (別表十(二)付表「3」)	16										
軽減対象所得金額 (別表十(二)付表「6」)	17										
特定事業等欠損金額 (別表十(二)付表「8」)	18										
通算前所得金額 (別表四「39の①」+「40の①」)が0以上の場合のその0以上の額	19										
通算前欠損金額 (別表四「39の①」+「40の①」)が0を下回る場合のその下回る額	20										
控除未済欠損金額 (別表七(一)「3の計」)	21										
通算前所得金額 (別表四「39の①」+「40の①」-「27の①」)-(別表七(四)「10」-「12」)-別表十(三)「43」-(別表十二(十四)「10」+「43の計」)-(別表十二(十一)「15」、別表十二(十二)「10」又は別表十二(十五)「12」)が0以上の場合のその0以上の額	22										
通算前欠損金額 (別表四「39の①」+「40の①」-「27の①」)-(別表七(四)「10」-「12」)-別表十(三)「43」-(別表十二(十四)「10」+「43の計」)-(別表十二(十一)「15」、別表十二(十二)「10」又は別表十二(十五)「12」)が0を下回る場合のその下回る額	23										
支出交際費等の額 (別表十五付表「1」)	24										
対象純支払利子等の額 (別表十七(二)「4」)	25										
対象純受取利子等の額 (別表十七(二)「5」)	26										

別表十八(三) 令五・四・一以後終了事業年度分

改 正 前

(20 別表十八 (三))

各通算法人の通算前所得金額等に関する明細書

		事業年度	:	:	法人名						
法人名	1	通算親法人									計
法人番号											
納税地	2										
事業年度	3	:	:	:	:	:	:	:	:	:	
基準雇用者数 (別表六(二十四)付表二「4」)	4	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
特定新規雇用者基礎数 (別表六(二十四)「19」)	5										
移転型特定新規雇用者基礎数 (別表六(二十四)「20」)	6										
特定非新規雇用者基礎数 (別表六(二十四)「21」)	7										
対象移転型特定非新規雇用者基礎数 (別表六(二十四)「22」)	8										
通算前所得金額 (別表十(一)付表「1」)	9	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
通算前欠損金額 (別表十(一)付表「3」)	10										
軽減対象所得金額 (別表十(一)付表「6」)	11										
特定事業等欠損金額 (別表十(一)付表「8」)	12										
特例対象内国法人に該当する場合の通算前所得金額 (別表十(一)付表「10」)	13										
特例対象内国法人に該当する場合の通算前欠損金額 (別表十(一)付表「12」)	14										
通算前所得金額 (別表十(二)付表「1」)	15										
通算前欠損金額 (別表十(二)付表「3」)	16										
軽減対象所得金額 (別表十(二)付表「6」)	17										
特定事業等欠損金額 (別表十(二)付表「8」)	18										
通算前所得金額 (別表四「39の①」+「40の①」)が0以上の場合のその0以上の額	19										
通算前欠損金額 (別表四「39の①」+「40の①」)が0を下回る場合のその下回る額	20										
控除未済欠損金額 (別表七(一)「3の計」)	21										
通算前所得金額 (別表四「39の①」+「40の①」-「27の①」)-(別表七(四)「10」-「12」)-別表十(三)「43」-(別表十二(十四)「10」+「43の計」)-(別表十二(十一)「15」、別表十二(十二)「10」又は別表十二(十五)「12」)が0以上の場合のその0以上の額	22										
通算前欠損金額 (別表四「39の①」+「40の①」-「27の①」)-(別表七(四)「10」-「12」)-別表十(三)「43」-(別表十二(十四)「10」+「43の計」)-(別表十二(十一)「15」、別表十二(十二)「10」又は別表十二(十五)「12」)が0を下回る場合のその下回る額	23										
支出交際費等の額 (別表十五付表「1」)	24										
対象純支払利子等の額 (別表十七(二)「4」)	25										
対象純受取利子等の額 (別表十七(二)「5」)	26										

別表十八(三) 令四・四・一以後終了事業年度分

改 正 前

(22 別表十九の二)

旧法人税法第八十一条の十九第一項の規定による連結予定申告書
旧地方税法第十六条第一項の規定による予定申告書
(税務署提出用)

納税地	(電話番号 ー ー)
(フリガナ)	
法人名	
法人番号	
(フリガナ)	
代表者	
代表者住所	
税理士名	

令和 年 月 日
税務署長殿

令和 年 月 日 連結事業年度分子定申告書	令和 年 月 日 連結事業年度分子定申告書
令和 年 月 日 法人税額の計算	令和 年 月 日 地方法人税額の計算
修正・更正・決定の年月日	修正・更正・決定の年月日
前連結事業年度等 法人税額の計算	自令和 年 月 日 至令和 年 月 日
この申告前 の法人税額 百万 円	この申告前 の法人税額 百万 円
この申告に より増加する 地方法人税額 百万 円	この申告に より増加する 地方法人税額 百万 円
この申告が修正申告である場合の 税務署別額	この申告が修正申告である場合の 税務署別額

令和 年 月 日	令和 年 月 日
修正・更正・決定の年月日	修正・更正・決定の年月日
前連結事業年度の法人税額 百万 円	前連結事業年度の地方法人税額 百万 円
同1のうち土地課税額等に係る金額 千 円	同1のうち土地課税額等に係る金額 千 円
差引法人税額 千 円	差引地方法人税額 千 円
月数換算 同上の税額 × 6	月数換算 同上の税額 × 6
納付すべき法人税額 百万 円	納付すべき地方法人税額 百万 円

別表十九の二 令四・四・一以後提出分

改 正 後

(22 別表十九の二)

(削 除)

(18 別表二十)

青色申告 一連番号
納税地 (フリガナ)
法人名 (フリガナ)
代表者住所
令和 年 月 日
事業年度分の法人税
課税事業年度分の地方法人税
(中間申告の場合 令和 年 月 日)
この申告書による法人税額の計算

令和 年 月 日
令和 年 月 日
適用額明細書提出の有無
税理士法第30条の書面提出の有無
税理士法第33条の2の書面提出の有無

Table with 14 columns for calculating corporate tax. Includes rows for retirement pension funds, management contracts, and final tax amounts.

Table for calculating local corporate tax. Includes rows for standard tax, local tax, and final tax amounts.

税理士名

別表二十 退職年金業務等を行う法人の分... 令四・四・一以後終了事業年度等分

(24 別表二十)

青色申告 一連番号
納税地 (フリガナ)
法人名 (フリガナ)
代表者住所
令和 年 月 日
事業年度分の法人税
課税事業年度分の地方法人税
(中間申告の場合 令和 年 月 日)
この申告書による法人税額の計算

令和 年 月 日
令和 年 月 日
適用額明細書提出の有無
税理士法第30条の書面提出の有無
税理士法第33条の2の書面提出の有無

Table with 14 columns for calculating corporate tax. Includes rows for retirement pension funds, management contracts, and final tax amounts.

Table for calculating local corporate tax. Includes rows for standard tax, local tax, and final tax amounts.

税理士名

別表二十 退職年金業務等を行う法人の分... 令四・四・一以後終了事業年度等分